

合併協定書

平成 16 年 3 月 6 日

白石町 福富町 有明町

1 . 合併の方式について

白石町、福富町、有明町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 . 合併の期日について

合併の期日は、平成 17 年 1 月 1 日とする。

3 . 新町の名称について

新町の名称は、「白石町」とする。

4 . 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、現白石町内とし、合併後、速やかに新町庁舎の建設に取り組むものとする。

なお、新町庁舎建設までの間、新町の事務所の位置は現有明町役場とし、現在の白石町、福富町の役場の位置に支所を置くものとする。

5 . 財産の取扱いについて

3 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

6 . 地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 に規定する地域審議会については、設置しないものとする。

なお、新町のまちづくりに住民の意向を反映させ、各地域の振興及び均衡の取れた一体性のあるまちづくりを推進するための組織について、合併後速やかに検討する。

7 . 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定数を 26 人とし、新町設置の日から 50 日以内に選挙を行う。

(2) 選挙区については、全町域で 1 選挙区とする。

8 . 農業委員の定数及び任期の取扱いについて

(1) 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条の規定を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き在任する。

(2) 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項及び同法施行令第 2 条の 2 の規定に基づき 30 人とする。

9．地方税の取扱いについて

市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び納期については、3町差異がないため、現行のとおりとする。

10．一般職の職員の身分の取扱いについて

3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

11．特別職の身分の取扱いについて

- (1) 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等及び実情を考慮し、調整する。
- (2) 特別職の報酬等については、合併時まで調整する。

12．条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する。

13．事務組織及び機構の取扱いについて

- (1) 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。
- (2) 新町の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- (3) 附属機関等については、必要性や地域の実情を考慮し、「附属機関等における整備方針」に基づき調整する。

14．一部事務組合等の取扱いについて

- (1) 3町すべてが加入している一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 佐賀西部広域水道企業団、西佐賀水道企業団は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。

15．使用料、手数料等の取扱いについて

15-1 窓口業務関係の取扱いについて

窓口業務関係手数料については、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併時に統一する。

15-2 施設関係の取扱いについて

公園及び多目的複合施設の使用料については、施設の内容・建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時におい

ては現行のとおりとする。

ただし、新町における住民の一体性の確保を図ると共に住民負担に配慮し、負担公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

16. 公共的団体等の取扱いについて

16-1 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等は、新町の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

16-2 財団等の取扱いについて

- (1) 有明町の財団法人有明町文化振興財団に対する出資者である地位は、新町に引き継ぐものとする。
- (2) 有明町の株式会社只江川スポーツパークに対する株主である地位は、新町に引き継ぐものとする。

17. 補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整する。

18. 町名、字名の取扱いについて

3町の字の名称及び区域は、現行のとおりとする。

19. 慣行の取扱いについて

- (1) 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整する。
- (3) 名誉町民制度については、新町において制定する。ただし、名誉町民については、各町の待遇及び特典等について経過措置を設ける。

20. 消防団の取扱いについて

新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する。

- (1) 新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。
- (2) 消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。
- (3) 消防関係の補助金・助成金については、新町において調整する。
- (4) 消防関係車両等の購入計画については、合併後に新町において策定する。

21．防災関係の取扱いについて

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。
- (2) 災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。
- (3) 災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する。

22．行政区の取扱いについて

新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに十分配慮し、行政区の再編を検討する。

23．地域間交流等の取扱いについて

新町における地域間交流については、当分の間継続し、調整する。

24．男女共同参画の取扱いについて

- (1) 新町において、男女共同参画社会づくりを推進するための行政組織体制を確立し、団体等の育成・支援を行う。
- (2) 新町において、男女共同参画基本法の基本理念に則り男女共同参画基本計画を策定し、施策を総合的・計画的に推進する。

25．国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一する。
- (2) 国民健康保険財政調整基金については、合併時に各町の現有額をすべて持ち寄る。
- (3) 保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する。
- (4) 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。

26．納税関係の取扱いについて

- (1) 納税組合の補助金制度については、合併時に各町の現状を考慮し、新たに交付基準を策定する。
- (2) 納税組合については、合併後、他市町村の動向をふまえながら、納税組織の見直し等を含めて検討する。

27．電算システムの取扱いについて

- (1) 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、各出先機関を結んだネットワークを構築する。
- (2) 3町が行っている電算処理業務については、合併時に調整する。

28. 広報広聴の取扱いについて

- (1) 広報紙の発行については、毎月1回発行とし、情報提供を行う。
- (2) その他の広報広聴活動については、新町において調整する。

29. 情報通信関係の取扱いについて

情報化時代への対応、住民サービスの平準化という面から新町において情報化整備計画を策定し、現在の情報基盤の有効活用と充実に努める。

30. 各福祉制度の取扱いについて

30-1 高齢者福祉の取扱いについて

高齢者福祉の取扱いについては、高齢者がいつまでも生きがいを持ち続けられ、安心して暮らせる環境づくりに配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。
- (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 新町において、老人保健福祉計画を策定する。
- (4) 敬老祝金については、従来の実績をふまえ、支給額等を統一する。
- (5) 敬老会については、実施内容を統一し、旧町単位で開催する。

30-2 母子、児童福祉の取扱いについて

母子・児童福祉の取扱いについては、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。
- (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、統一する。

30-3 障害者福祉の取扱いについて

障害者福祉の取扱いについては、家庭や地域において、生きいきと生活し活動できるように配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業及び障害者の社会参加に

係る事業については、引き続き推進し、新町において調整する。

(2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。

(3) 新町において、障害者福祉計画を策定する。

31．社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

また、新町は社会福祉協議会と協力しながら、福祉サービスの質の向上や地域福祉の充実に努める。

32．保健衛生の取扱いについて

保健衛生の取扱いについては、住民の健康の保持増進に配慮しながら、住民サービスの低下を生じないように調整する。

(1) 各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者を統一する。

(2) 結核予防事業及び予防接種事業については、基本的に現行のとおりとする。

(3) 乳幼児医療助成事業については、小学校就学前までを対象とする。

33．ごみ、し尿処理の取扱いについて

ごみ・し尿処理の取扱いについては、住民生活に極めて密接に関係するため、地域性を考慮し、急激な変化を及ぼすことがないように調整する。

なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定する。

34．農林業の取扱いについて

(1) 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

(2) 農業関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。

国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。

(3) 農業農村整備関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。

国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。

農道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(4) 農業関係団体については、現行のとおりとし、新町において調整する。

(5) 林務関係事業については、新町において引き続き実施する。

(6) 林道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

35．水産業の取扱いについて

(1) 漁港は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 水産関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。

国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

水産振興町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。

漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。

36．商工観光の取扱いについて

(1) 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取り扱うものとする。

国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。

町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。

(2) 観光関係事業については、観光資源の有効活用を図るよう、新町において調整する。

37．建設関係事業の取扱いについて

(1) 建設関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。

建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。

建設関係町単独事業については、従来からの経緯、実績等を考慮し、新町において調整する。

(2) 道路占用料については、3町差異がないため現行のとおりとする。

(3) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

38．公営住宅の取扱いについて

(1) 住宅建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。

(2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

39．上水道の取扱いについて

(1) 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 水道使用料、加入金及びメーター使用料については、白石町、有明町は合併

時に統一し、福富町は、西佐賀水道企業団の規定によるものとする。

(3) 検針・料金徴収は、現行のとおりとする。

40．下水道の取扱いについて

下水道の取扱いについては、住民サービスの低下をきたさぬよう快適な生活環境づくりに配慮し、調整に努める。

(1) 下水道の整備については、合併後、速やかに新町下水道等整備基本構想・計画を策定し、効率的かつ計画的な下水道事業等を推進する。

(2) 農業集落排水分担金については、現行のとおりとし、使用料については、累進従量制とする。

(3) 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐものとする。

(4) 浄化槽設置整備事業については、合併後、国の補助基準により実施する。

41．小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて

(1) 公立幼稚園については、合併後、新町全域を通学区域とする。

(2) 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整する。

42．学校教育の取扱いについて

(1) 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 学校教育関係補助及び就学援助費等については、新町において調整する。

43．学校給食の取扱いについて

(1) 学校給食のセンター方式・単独調理場方式については、当面現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 学校給食の運営及び給食費については、新町において調整する。

44．社会教育の取扱いについて

(1) 社会教育関係審議会等については、新町において調整する。

(2) 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

(3) 社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において随時調整する。

(4) 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

45．社会体育の取扱いについて

(1) 各種スポーツ行事については、社会体育関係団体と協議し、新町において調

整する。

- (2) 体育指導委員については、新町において新たに委嘱する。
- (3) 各町の体育協会については、合併後速やかに統合できるよう調整する。
- (4) 社会体育施設の使用料については、合併後に調整する。ただし、夜間照明施設を有する施設の時間区分については、周辺住民との申し合わせ等に配慮する。

46. 人権、同和教育の取扱いについて

人権、同和教育関係事業については、新町において調整し実施する。

47. 新町建設計画について

新町建設計画については、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針

白石・福富・有明3町による新設合併が行われる場合、3町(白石町・福富町・有明町)は、合併により消滅するため、3町の条例、規則等は失効することになる。そのため、新町において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。したがって、新町の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。

施行の方法による区分

1. 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの(専決処分)

条例町長職務執行者の専決処分により制定し施行する。
(地方自治法第179条第1項)

規則、規程等町長職務執行者の職権により制定し施行する。
(地方自治法第15条第1項)

2. 合併後、逐次制定し、施行させるもの(逐次制定)

町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの
(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等)

新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

3. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの(暫定施行)

一定の地域に施行されていた条例、規則等を、新町の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、合併後引き続き施行させる必要があるもの
(地方自治法施行令第3条)

新町における事務組織及び機構の整備方針

合併時における事務組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。
ただし、合併後は常にその事務組織及び機構の運営の効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

- (1) 住民が利用しやすく、わかりやすい事務組織・機構とする。
- (2) 住民の声を適正に反映することができる事務組織・機構とする。
- (3) 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織・機構とする。
- (4) 指令命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な事務組織・機構とする。
- (5) 地方分権による行政課題に迅速、的確に対応できる事務組織・機構とする。
- (6) 支所機能については、住民の利便性の確保と住民自治に寄与できる事務組織・機構とする。

附属機関等における整備方針

- (1) 各町に設置されている附属機関等は、原則として統合するものとする。
- (2) 各町が独自に設置している附属機関等は、実態を考慮し整備するものとする。
- (3) 委員構成は、各町の均衡が保たれるよう調整するものとする。

調 印 書

白石町、福富町及び有明町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく白石・福富・有明3町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年3月6日

白 石 町 長

山崎昭雄



福 富 町 長

喜多輝昭



有 明 町 長

片渕弘晃



特別立会人

佐賀県知事

古川 康

立会人

合併協議会委員

栗山 紀平

合併協議会委員

小野 茂

合併協議会委員

小池 善夫

合併協議会委員

中野 哲太郎

立 会 人

合併協議会委員

田 中 昭

合併協議会委員

香 月 幸 雄

合併協議会委員

北 村 美 佐 子

合併協議会委員

副 島 正 典

合併協議会委員

久 原 房 義

合併協議会委員

堤 熊 雄

立 会 人

合併協議会委員

龍ヶ江淑子

合併協議会委員

片渚一吉

合併協議会委員

江口剛太郎

合併協議会委員

樋口和敏

合併協議会委員

古賀中ヨシ

合併協議会委員

高尾茂